

県単位の地域医療構想調整会議の設置について

医療推進課

1 設置の背景

厚生労働省からの通知において、各構想区域で実施されている地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」）の議論を活性化させる方策として、県単位の調整会議の設置が求められている。

2 厚生労働省が示した県単位の調整会議の概要

（1）委員の範囲

- ① 各構想区域（二次医療圏）の調整会議の会長
- ② 診療に関する学識経験者の団体
- ③ 医療関係者
- ④ 医療保険者
- ⑤ その他の関係者

（2）議事事項

- ① 各構想区域の調整会議の状況に関すること
 - ・議事事項、スケジュール等
 - ・再編統合等の議論の状況
 - ・地域課題の解決（参考事例の共有）
- ② 病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること
- ③ 圏域を超えた広域での調整が必要な事項に関するこ（高度急性期の医療提供体制等）

3 県の対応方針（案）

- 地域医療構想の策定の際は、医療審議会の下部に策定委員会を設置し協議してきた経過があり、今後の地域医療構想の推進にあたっても、全県的な視点から医療審議会の関与が必要
- 基準病床数制度の特例を活用した病床再編を行う場合は医療審議会への諮問が必要
- 厚生労働省が示した県単位の調整会議の委員については、その大半が医療審議会の委員を務めている。



上記の理由から、厚生労働省が示した議事事項の他、本県の将来の医療提供体制の構築に必要な事項を協議する場として、医療審議会の委員をベースに組織化を検討する。